

生駒市プレミアム付周遊チケット「いこまめぐり券」  
取扱事業者募集要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた市内の事業者の皆様を支援する目的で実施する、市内周遊及び消費促進のために発行するプレミアム付チケット「いこまめぐり券」の取扱事業者を募集します。

2 発行する商品券

(1) 生駒市プレミアム付周遊チケット「いこまめぐり券」(以下「商品券」という。)

(2) 発行額5,400万円(販売額3,600万円)

(3) 発行部数18,000セット

(4) 販売価格1冊2,000円(額面3,000円・プレミアム率50%)

《内訳》500円券×6枚綴り=3,000円

※登録事業者全店で利用できる商品券になります。

※商品券には偽造防止策を施します(詳細は未定)。

※新型コロナウイルス感染症拡大やそれに伴う外出自粛要請等の状況に応じ、発行額縮小や中止になる可能性もあります。

(5) 使用可能期間 令和2年10月8日(木)~令和3年1月31日(日)

(6) 購入上限数は、1人あたり2セットまで

3 「いこまめぐり券」の基本的な取扱い

(1) 商品券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。

(2) 商品券を現金化することはできません。

(3) 商品券の額面に満たない利用であっても、つり銭を出してはいけません。不足分は現金等で受け取ってください。

(4) 使用可能期間を過ぎたものや、裏面に他の事業者名等が記入されたものは受け取らないでください。

(5) 商品券の紛失、盗難について、市はその責を負いません。

4 商品券の利用対象とならないもの

(1) 出資や金融商品

(2) 債務の支払い(振込代金、振込手数料、電気・ガス、水道料金等)

(3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(5) 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票の購入

(6) スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63条)第2

条に規定するスポーツ振興投票券の購入

- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (8) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (9) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- (11) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (12) 国や地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）
- (13) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

## 5 取扱事業者の応募資格

次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) 生駒市内に立地する店舗・事業所があるもの
- (2) 中小企業基本法に基づく小・中規模企業者で、市内に事業所か店舗がある飲食店・小売業（店舗で物販を行う店が対象。ただし、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア等は除く）、理美容業、観光・体験施設、タクシー事業などを営むもの
- (3) 本募集要項を遵守でき、下記のいずれにも該当しないもの
  - ・ 4. で定める商品券が利用できない商品・サービスのみを取扱うもの
  - ・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る業界別ガイドラインを遵守し、感染症抑止に努めるもの

## 6 取扱事業者の責務

- (1) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また、裏面に他事業者名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。ただし、差額が生じる場合につり銭は支払わないでください。
- (2) 利用期限後の令和3年2月1日（月）以降、利用者から商品券を受け付けないでください。
- (3) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、商品券の受け取りを拒否するとともに速やかに生駒市商工観光課観光振興室（以下「市」という。）に申し出てください。
- (4) 取引により商品券を受け取った時は、他事業者での再利用を防止するため、必ず裏面に直ちに事業者名等を記入（スタンプ可）してください。
- (5) 商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用可能期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 取扱事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用しないでくださ

い。

- (7) 自ら商品券を購入し、自店舗・事業所で使用したかのように偽る等の不正行為は堅く禁じます。
- (8) 使用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。
- (9) 取扱事業所の登録事項に変更があった時は、速やかに市へ届け出てください。
- (10) 新型コロナウイルス感染症拡大の防止について、業界別ガイドライン等を遵守し、十分な対策を講じてください。
- (11) その他市からの指示（事業の縮小や中止がある場合はその対応、その他効果検証のためのアンケート調査等）を遵守してください。

## 7 取扱事業者の登録手続き

### (1) お申込み方法

登録を希望する事業者は、「いこまめぐり券取扱事業者登録申請書兼誓約書」（以下「申請書類」という。）を市ホームページからダウンロードし、必要事項記載の上、メールか郵送、FAXでのご提出をお願いします。

（市ホームページURL：<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000023122.html>）

※新型コロナウイルス感染症拡大抑止の観点から、「三密」状態になるのを避けるため、市窓口へ持参してのご提出はお控えください。

### (2) 募集期間

ア 令和2年8月17日（月）から令和2年9月16日（水）

#### イ 広告・宣伝

- ・専用のWebサイトには、全参加事業者の情報を掲載予定です。
- ・商品券には、冊子が付属し、その冊子には市内観光情報やスタンプラリー企画とともに各事業者情報も掲載予定です。
- ・募集期間内であっても、期間後半のものについては、付属冊子の紙面スペースや印刷のタイミングの問題等で事業者情報が掲載されないことも想定されます。掲載を希望する場合は、できるだけお早目に申請書類をご提出ください。

### (3) 取扱事業者の承認

申請書類ご提出後、市で審査を行い、取扱事業者として承認されれば登録となります。結果については、別途ご連絡いたします。

### (4) その他

ア 登録料は不要です。

イ 市内に複数の店舗・事業所があり、それぞれ取扱事業者として登録を希望する場合は、店舗・事業所ごとに申請書類をご提出ください。

ウ 商品券見本は、後日登録事業所にご連絡し、お示しいたします。

## 8 商品券の換金

### (1) 換金方法

使用済み商品券の裏面に事業者名を記入した上で、指定場所に郵送してください。後日、換金額を指定口座に振り込みます。なお、指定場所は、未定ですので、決定次第ご連絡いたします。

(2) 換金期間

令和2年10月25日(日)から令和3年2月28日(日)まで  
※換金期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

(3) 換金日程

既定の期日までに必着したものを既定の振込み日までに入金することとなります。現在、既定の日はいずれも未定ですので、決定次第お知らせいたします。

9 取扱事業者の取消

取扱事業者様が本募集要項に違反すると認められる場合は、換金の拒否や直ちに登録を取り消すとともに、事業者名の公表及び損害金の返還請求等を行うことがあります。

10 今後のスケジュール

現在、上記事業のチケット発行や換金、登録事業者様へのお問い合わせ対応等の業務を委託する事業者を別途募集しております。本募集要項に記載していないことや現在未定のことについては、受託事業者が決定した後、その提案内容を踏まえて、確定次第(概ね9月上旬頃)、申込書類を提出いただいた事業者様に直接連絡する他、市のホームページでも公表いたします。

<お申込み・お問い合わせ先>

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市地域活力創生部商工観光課観光振興室 TEL : 0743 - 74 - 1111

メールアドレス : keizai@city.ikoma.lg.jp FAX : 0743 - 74 - 9100

平日8:30~17:15(土・日・祝日は休業)